

レンタカーご利用のご案内

丹後橋立交通株式会社（以下、「当社」という）は、レンタカー貸渡約款（以下「約款」という）第 40 条に基づき細則として、本細則を定めます。

借受人（貸渡契約の申し込みをしようとする者）及び運転者（以下各々「借受人」「運転者」という）は、本細則の内容を承諾し、これに同意するものとします。

1. 予約の方法

・当社の営業所窓口、若しくは電話にて予約の申込みを行うものとします。

2. 基本料金（消費税別）

車種	乗車人数	初日基本料金	以降基本料金
マイクロバス	24 人乗り	30,000 円	28,000 円
マイクロバス	29 人乗り	30,000 円	28,000 円
ハイエース・ワゴン	10 人乗り	20,000 円	18,000 円
ハイエース・バン	2(5)人乗り	10,000 円	10,000 円

3. 予約申込金

・契約内容等により上記の基本料金の全額、もしくは半額程度を申し受けます。

・申込金につきましてはご精算時に相殺することとし、キャンセル等が発生した場合も同様とします。

4. 予約取消手数料（キャンセル料）および違約金

当日キャンセル	基本料金の 50%
貸出日の前日～2 日前	基本料金の 30%
貸出日の 3 日前～6 日前	基本料金の 20%
貸出日の 7 日前	無料

・予約時間を一時間以上過ぎて、ご連絡がない場合は予約取消したものとみなします。

・当社の都合で予約が取り消されたとき、または貸渡契約が締結されなかったときは、予約取消手数料と同額の違約金をお支払い致します。

5. 借受期間の変更

(1) 借受人は、借受期間を延長しようとするときは、①あらかじめ当社に連絡し当社の承諾を受け、かつ②延長した借受期間に対応する貸渡料金を延長日以前日まで前納するものとします。

(2) 借受人は前項の期限まで貸渡料金を支払わない場合、レンタカーを直ちに当社に返還する義務を負います。借受人は前項の場合、当社がレンタカーを引き上げることをあらかじめ同意します。

6. 保険・補償内容

区分	補償内容	免責額
対人補償	1 名につき無制限（自賠償含む）	なし
対物補償	1 事故につき無制限	1 事故につき 5 万円
人身傷害補償	1 名につき 2 億円まで	なし
車両補償	1 事故につき車両時価額まで	1 事故につき 10 万円

7. 車両・対物事故免責額補償制度（CDW 制度）

車種	免責額補償料（1 日）
マイクロバス	2,000 円
マイクロバス	2,000 円
イエース・ワゴン	1,000 円
ハイエース・バン	1,000 円

(1) 15 日以上 1 か月以内については 15 日分の加入料とします。（1 月を基準として 1 か月以上についても同様の計算とします。）

(2) 万一の事故の際に、お客さまのご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡し時にお申し込み下さい。

※貸渡手続後の加入、解約はできません。

※運転される方全員を、貸渡し時にお申し出下さい。

※借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者が次の事項に該当する場合は加入をお断りすることがございます。

- ・ご利用いただくために必要な免許取得後 1 年未満の場合
- ・21 歳未満の場合
- ・過去に事故があり当社が不適当と認めた場合

レンタカーご利用のご案内

8. 適用除外

お客さまは貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用下さい。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客さまのご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険・補償制度、CDW の適用をお断り致します。当社がお客さまの負担すべき損害金を支払ったときは、お客さまは直ちにその金額を当社にお支払い下さい。

- (1) 事故現場より警察および当社への連絡等所定の手続きが取られていない場合
損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらずその場から警察および当社にご連絡下さい。
- (2) 貸渡約款に違反している場合
道路交通法等の法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、当社の承諾なく示談すること、等。
- (3) 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合等
故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失等。
また、お客さま（借受人または運転者）の所有、使用、管理する財物に与えた損害。
- (4) 使用・管理上の落ち度があった場合
キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車等に起因した損害、室内装備の汚損・臭気（禁煙車両内における喫煙を含む）、装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、燃料誤給油、海岸や河川敷等の道路以外の走行による損害等。

9. 貸渡し

- (1) ご用意いただくもの
運転される方全員の運転免許証をご提示下さい。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる、日本国内で有効なものが必要です。尚、国際運転免許証を所持される場合、貸渡しをお断りする場合があります。
- (2) ご確認事項
・お客さまの安全を確保するために、シートベルト数以上の人数のご乗車はできません。マイクロバス、バンの一部でシートベルトがない座席へのご乗車は控えて下さい。
・貸渡し時にご利用状況の確認と安全運転のアドバイスをさせていただきます。
・「初心者マーク」や「高齢運転者マーク」の提示が必要な方は、対象マークを表示して運転して下さい。
・貸渡期間中は必ずレンタカー契約書（貸渡証）を携帯して下さい。
・貸渡期間中の保管場所の確保、日常点検整備等を含む貸渡車両の管理者はお客様となります。
- (3) お支払い方法
貸渡料金は、原則として前納制とします。お支払い方法は、銀行送金（送金手数料はお客様負担です。）、および現金のみとし、クレジットカード、電子マネー等のご利用いただけません。
- (4)

10. ご利用中

- (1) 違法駐車をしたときの反則金納付義務
レンタカーをご利用中に放置駐車違反があった場合、お客さまの責任において、その地域を管轄する察署に出頭して所定の手続きを完了し、直ちに反則金の納付を完了して下さい。ご返却時に交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書をご提示頂きます。ご提示頂けない場合（反則金の納付が確認できない場合）は、次の金額（駐車違反違約金）をお預かり致します。
 - 1) 放置違反金相当額
 - 2) 駐車違反違約金 30,000 円
 - 3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取等に要した費用
- (2) 事故が発生した場合
万一、事故が発生した際には直ちに運転を中止し、必ず以下の手順の対応を行って下さい。
 - 1) 負傷者の救護
 - 2) 警察への通報と届出
 - 3) 当社への報告
- (3) その他の禁止行為
以下の行為が発覚した場合、修繕費、クリーニング代等実費及び休車補償費（基本利用料×休車日数）をお支払い頂きます。
 - 1) レンタカー内での飲食
 - 2) レンタカー内での喫煙

レンタカーご利用のご案内

- 3) ケージに入っていないペットの乗車
 - 4) 車中泊
 - 5) その他、著しい汚損または臭気等でレンタカーを使用できなくなる行為
- (4) レンタカー付属品の取扱いについて
返却時までにはレンタカーの鍵、その他付属品を破損、紛失した場合は、一切の費用を請求します。

11. ご返却

(1) 超過料金

ご予約を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前に当社へご連絡頂き必ず承認を得てください。尚、その場合は、超過料金を返却時にお支払い頂きます。

超過料金	基本料金×150%×日数
------	--------------

(2) 中途解約手数料

予定を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前に当社へ連絡を頂き承認を受けてください。未利用時間の貸渡料金は返金しますが別途中途解約手数料を申し受けます。尚、未利用時間の計算は1日単位での計算となりますが、保険料等其他費用についての返金はしません。

中途解約手数料	(貸渡契約期間の基本料金－貸渡から返却までの基本料金)×50%
---------	---------------------------------

(3) 燃料

燃料は満タンの状態でご出発頂きます。返却時はお客様にて満タンで返却下さい。
尚、満タンで返却できない場合は、燃料計の残量に応じて下記の代金を申し受けます。

メーター残量	“満”を下回り 1/2 以上：一律 5,500 円 (税込み) 1/2 を下回り “E” まで：一律 11,000 円 (税込み)
--------	--

(4) レンタカーの返還場所

- 1) レンタカーの返還は、契約しました返還場所に期間内に返還するものとします。
- 2) 当社の承諾を受けることなく契約しました返還場所以外の場所にレンタカーを返還した場合は、以下に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約金	必要となる回送費用×300%
-----------	----------------

2024年4月1日施行
2025年3月25日改定

(連絡先)

丹後橋立交通株式会社 TEL：0772-68-0670
営業時間 平日・土曜日 8:30～17:30

■緊急時連絡先 (24 時間対応)

三井住友海上火災保険株式会社
事故受付センター : 0120-258-365
おクルマ QQ 隊 : 0120-096-991